

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。

	契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
			当初	変更経過	最終（現時点）							
001	令和7年12月26日	京都市くらし応援給付金（令和7年度住民税非課税世帯）支給業務委託	13,102,816		375,793,638	保健福祉局福祉のまちづくり推進室	京都市くらし応援給付金（令和7年度住民税非課税世帯）支給に係る委託業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
002	令和7年12月22日	国保等システム標準化に向けた現行システムデータ抽出業務	42,250,670		42,250,670	保健福祉局福祉のまちづくり推進室	国保等システム標準化に向けた現行システムデータ抽出業務コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
003	令和7年10月17日	後期高齢者医療システム子ども支援金制度に係るシステム改修（開発）	50,685,800		50,685,800	保健福祉局福祉のまちづくり推進室	後期高齢者医療システム子ども支援金制度に係るシステム改修業務コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
004	令和7年11月27日	後期高齢者医療システム子ども支援金制度に係るシステム改修（総合テスト）	17,617,600		20,700,680	保健福祉局福祉のまちづくり推進室	後期高齢者医療システム子ども支援金制度に係るシステム改修業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005	令和8年03月04日	国民年金システム税制改正に係る改修（開発）	28,930,915		28,930,915	保健福祉局福祉のまちづくり推進室	国民年金システム税制改正に係る改修業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
006	令和8年03月04日	国民年金システム税制改正に係る改修（総合テスト）	10,297,487		10,297,487	保健福祉局福祉のまちづくり推進室	国民年金システム税制改正に係る改修業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007	令和7年07月01日	国民健康保険オンラインシステム子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修（開発）	396,903,100		390,142,060	保健福祉局福祉のまちづくり推進室	国民健康保険オンラインシステム子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修業務コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
008	令和7年07月01日	国民健康保険オンラインシステム子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修（総合テスト）	16,097,400		14,903,768	保健福祉局福祉のまちづくり推進室	国民健康保険オンラインシステム子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009	令和8年02月01日	マイナンバー制度に係る生活保護システム改修	6,821,980		6,821,980	保健福祉局福祉のまちづくり推進室	マイナンバー制度に係る生活保護システム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010	令和8年03月05日	最高裁判決を踏まえた保護費の追加支給に係る計算ツール向けデータ抽出処理対応業務委託	5,158,230		5,158,230	保健福祉局福祉のまちづくり推進室	最高裁判決を踏まえた保護費の追加支給に係る計算ツール向けデータ抽出処理対応業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011	令和7年10月10日	障害者福祉システムのデータ抽出・分析業務	130,928,820		130,928,820	保健福祉局障害保健福祉推進室	障害者福祉システムのデータ抽出・分析業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012	令和7年11月28日	京都市障害保健福祉事務センター等運営業務委託	616,067,112		616,067,112	保健福祉局障害保健福祉推進室	株式会社パソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
013	令和7年12月01日	京都市保健医療システム搭載端末の賃貸借契約	10,995,600		10,995,600	保健福祉局障害保健福祉推進室	F L C S株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014	令和8年02月01日	福祉医療システム 令和8年度税制改正対応（要件定義）	8,228,000		8,228,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	福祉医療システム令和8年度税制改正対応（要件定義）業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015	令和8年01月14日	京都市障害者スポーツセンター1、2、3号機冷却塔整備	8,261,000		8,261,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	空研工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
016	令和7年04月01日	敬老乗車証交付等業務委託	131,630,400	142,402,700	143,146,300	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
017	令和7年12月01日	敬老乗車証事務センター移転に伴う端末移設及び配線作業等委託	13,152,700		7,828,700	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	敬老乗車証事務センター移転に伴う端末移設及び配線作業等委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018	令和8年02月05日	京都市仁和老人デイサービスセンター（空調設備更新工事）	3,630,000		3,795,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	太陽電機工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	工事			
019	令和8年02月06日	京都市山科老人デイサービスセンター（空調設備更新工事）	6,820,000		6,820,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	オリックス・ファシリティーズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	工事			
020	令和7年10月28日	京都市春日丘老人デイサービスセンター（小荷物専用昇降機改修工事）	11,874,500		11,874,500	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
021	令和8年02月19日	京都市修徳特別養護老人ホーム（照明制御装置改修工事）	11,660,000		11,660,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	パナソニックE Wエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。

	契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
			当初	変更経過	最終（現時点）							
022	令和7年10月31日	介護保険システム標準化に係る支援業務委託	35,860,000		35,860,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	有限責任監査法人トーマツ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
023	令和8年01月29日	介護保険システム改修（令和7年度税制改正対応）に係る要件定義作業	13,068,000		13,068,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	介護保険システム改修（令和7年度税制改正対応）コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
024	令和7年04月01日	令和7年度予防接種審査支払事務委託	予定総額 31,087,845		33,885,595	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
025	令和7年10月15日	令和7年度新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る実施委託	予定総額 418,490,654		418,490,654	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府医師会他112件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
026	令和7年04月01日	令和7年度中央斎場残骨灰減容化等業務委託	17,930,000		21,994,544	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社三輝	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
027	令和7年10月20日	京都市立病院の今後の在り方検討等に係る業務委託	39,600,000		39,600,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社CDIメディカル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市くらし応援給付金（令和7年度住民税非課税世帯）支給業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局福祉のまちづくり推進室
- 3 契約締結日
（当初）令和7年12月26日
（変更後）令和8年1月30日
- 4 履行期間
令和7年12月26日から令和8年7月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市くらし応援給付金（令和7年度住民税非課税世帯）支給に係る委託業務コンソーシアム
東京都千代田区霞が関三丁目7番1号
代表アデコ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初） 13,102,816円
（変更後） 375,793,638円
- 7 契約内容
令和7年度住民税均等割非課税世帯を対象とした、京都市くらし応援給付金（令和7年度住民税非課税世帯）支給等の実施に際し、市民からの電話に対応するためのコールセンター並びに受付窓口の設置運営、申請受付、書類審査及び支給状況管理等の一連の業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（随意契約の理由）
国は自治体に対し、経済対策の早期執行を求めるなど、迅速かつ的確に給付金の支給を行う必要がある。業務委託に当たり、入札に必要な期間の確保が不可能であること、直近の京都市くらし応援給付金（不足額給付）支給業務を委託している事業者であれば、執務室環境や給付金システムの継続使用及び業務構築におけるマニュアル等の流用が可能であり、迅速かつ他の事業者よりも安価に事業遂行できると見込まれるため。
（変更の理由）
当初契約では、業務を早期に進めていくうえで事前に行う必要がある一部事務（コールセンターの設置や給付金システムの開発・運用）について委託を行った。一部業務に続き、総合管理業務、システム開発・運用保守業務、相談窓口業務、事務処理業務、コールセンター設置運営業務を委託するため変更契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

現執務室環境の継続使用や、業務構築におけるマニュアル等の流用が可能であることから、適切な価格で、迅速かつ的確な業務遂行ができることが見込まれるため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国保等システム標準化に向けた現行システムデータ抽出業務
- 2 担当所属名
保健福祉局福祉のまちづくり推進室
- 3 契約締結日
令和7年12月22日
- 4 履行期間
令和7年12月23日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
国保等システム標準化に向けた現行システムデータ抽出業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
42,250,670円
- 7 契約内容
現行システム（国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）から、標準準拠システムに移行するデータを迅速かつ確実に抽出する仕組を構築するとともに、実際にデータ抽出を行い、移行対象データにおける不備・不整合を把握するための分析準備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
現行システムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社（以下「日本電気」という）の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、平成7年以降、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。
当該システムに係る基盤開発及び保守管理については日本電気が行っており、そのプログラムや定義情報（ファイル、画面、帳票等）についても、日本電気が特許権を有している。
今回の委託業務は、現行システムに保有しているデータを抽出し、標準準拠システムへの移行分析を行うものであり、前述のとおり特許権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって、特許権を有している日本電気しか履行ができないため、契約の相手先が特定され、他社との競争が成立せず競争入札に適さないことから、随意契約を行うものである。

9 根拠法令

☐ 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

☒ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
後期高齢者医療システム子ども支援金制度に係るシステム改修（開発）
- 2 担当所属名
保健福祉局福祉のまちづくり推進室
- 3 契約締結日
令和7年10月17日
- 4 履行期間
令和7年10月18日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
後期高齢者医療システム子ども支援金制度に係るシステム改修業務コンソーシアム
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
50,685,800円
- 7 契約内容
後期高齢者医療システム子ども支援金制度に係るシステム改修（開発）を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
後期高齢者医療オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として、日本電気株式会社（以下「日本電気」という。）の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。
現行の後期高齢者医療オンラインシステムは「資格」「賦課」等の各業務のサブシステムから成り立っており、これらのサブシステムが相互に連携しながら一体となって機能している。当該サブシステムに係る基盤開発及び保守管理については日本電気が行っており、そのプログラムや定義情報（ファイル、画面、帳票等）についても、日本電気が特許権を有している。
今回のシステム改修は、「賦課」のサブシステムを対象とするものであり、前述のとおり特許権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって、特許権を有している日本電気しか履行ができないため、契約の相手先が特定され、他社との競争が成立せず競争入札に適さないことから、随意契約を行うものである。

9 根拠法令

☐ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

☒ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
後期高齢者医療システム子ども支援金制度に係るシステム改修（総合テスト）
- 2 担当所属名
保健福祉局福祉のまちづくり推進室
- 3 契約締結日
（当 初）令和7年11月27日
（変更後）令和8年 3月10日
- 4 履行期間
令和7年11月28日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
後期高齢者医療システム子ども支援金制度に係るシステム改修業務コンソーシアム
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当 初）17,617,600円
（変更後）20,700,680円
- 7 契約内容
後期高齢者医療システム子ども支援金制度に係るシステム改修（総合テスト）を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

後期高齢者医療オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として、日本電気株式会社（以下「日本電気」という。）の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。

現行の後期高齢者医療オンラインシステムは「資格」「賦課」等の各業務のサブシステムから成り立っており、これらのサブシステムが相互に連携しながら一体となって機能している。当該サブシステムに係る基盤開発及び保守管理については日本電気が行っており、そのプログラムや定義情報（ファイル、画面、帳票等）についても、日本電気が特許権を有している。

今回のシステム改修は、「賦課」のサブシステムを対象とするものであり、前述のとおり特許権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって、特許権を有している日本電気しか履行ができないため、契約の相手先が特定され、他社との競争が成立せず競争入札に適さないことから、随意契約を行うものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民年金システム税制改正に係る改修（開発）
- 2 担当所属名
保健福祉局福祉のまちづくり推進室
- 3 契約締結日
令和８年３月４日
- 4 履行期間
令和８年３月５日から令和８年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
国民年金システム税制改正に係る改修業務コンソーシアム
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
２８，９３０，９１５円
- 7 契約内容
国民年金システム税制改正に係る改修（開発）を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
国民年金システムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として、日本電気株式会社（以下「日本電気」という。）の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。
本システムの基盤開発及び保守管理については日本電気が行っており、そのプログラムや定義情報（ファイル、画面、帳票等）についても、日本電気が特許権を有している。
今回のシステム改修は、前述のとおり特許権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって、特許権を有している日本電気しか履行ができないため、契約の相手先が特定され、他社との競争が成立せず競争入札に適さないことから、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民年金システム税制改正に係る改修（総合テスト）
- 2 担当所属名
保健福祉局福祉のまちづくり推進室
- 3 契約締結日
令和８年３月４日
- 4 履行期間
令和８年３月５日から令和８年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
国民年金システム税制改正に係る改修業務コンソーシアム
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
１０，２９７，４８７円
- 7 契約内容
国民年金システム税制改正に係る改修（総合テスト）を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
国民年金システムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として、日本電気株式会社（以下「日本電気」という。）の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。
本システムの基盤開発及び保守管理については日本電気が行っており、そのプログラムや定義情報（ファイル、画面、帳票等）についても、日本電気が特許権を有している。
今回のシステム改修は、前述のとおり特許権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって、特許権を有している日本電気しか履行ができないため、契約の相手先が特定され、他社との競争が成立せず競争入札に適さないことから、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民健康保険オンラインシステム子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修(開発)
- 2 担当所属名
保健福祉局福祉のまちづくり推進室
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年7月1日
(変更後) 令和8年3月12日
- 4 履行期間
令和7年7月2日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
国民健康保険オンラインシステム子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修業務
コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 396,903,100円
(変更後) 390,142,060円
- 7 契約内容
子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることに伴い、適正な処理が可能となるよう国民健康保険オンラインシステムの改修を行うため、開発作業を委託するもの。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
国民健康保険オンラインシステムについて、「国民健康保険オンラインシステム子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修(開発)」(以下「現契約」という。)を締結し、委託しているところであるが、当該システム改修(開発)に係る概要設計、詳細設計、製造・単体テストについては、実施計画どおり実施しているものの、若干の遅れが生じており、バッチ処理に係る結合テストに関して、令和7年度に実施できるテスト範囲が縮小した(縮小したテストについては、令和8年度に実施)ことに伴い、変更契約を行ったもの。
- 9 根拠法令
☐ 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☒ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民健康保険オンラインシステム子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修(総合テスト)
- 2 担当所属名
保健福祉局福祉のまちづくり推進室
- 3 契約締結日
(当 初) 令和7年7月1日
(変更後) 令和8年3月12日
- 4 履行期間
令和7年7月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
国民健康保険オンラインシステム子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当 初) 16,097,400円
(変更後) 14,903,768円
- 7 契約内容
子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることに伴い、適正な処理が可能となるよう国民健康保険オンラインシステムの改修を行うため、総合テスト作業を委託するもの。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
国民健康保険オンラインシステムについて、「国民健康保険オンラインシステム子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修(総合テスト)」を締結し、委託しているところであるが、当該システム改修(開発)に係る概要設計、詳細設計、製造・単体テストについては、実施計画どおり実施しているものの、若干の遅れが生じており、バッチ処理に係る結合テストに関して、令和7年度に実施できるテスト範囲が縮小することになり、変更契約を締結することとなったことに伴い、当該システム改修に係る総合テストについても、当初の契約より総実施時間が減少することから委託料が減少することとなり、変更契約を行ったもの。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
マイナンバー制度に係る生活保護システム改修
- 2 担当所属名
保健福祉局福祉のまちづくり推進室
- 3 契約締結日
令和8年2月1日
- 4 履行期間
令和8年2月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
マイナンバー制度に係る生活保護システム改修コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,821,980円
- 7 契約内容
令和8年6月に向けたマイナンバー連携仕様追加のため生活保護システムの改修を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
生活保護システムは、システム構築業者が所有するパッケージソフトに、京都市向けのカスタマイズを加えたシステムであるため、パッケージソフト著作権保有者と契約する必要がある。
以上のことから、本業務は競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、生活保護システムを構築した日本電気株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
最高裁判決を踏まえた保護費の追加支給に係る計算ツール向けデータ抽出処理対応業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局福祉のまちづくり推進室
- 3 契約締結日
令和8年3月5日
- 4 履行期間
令和8年3月5日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
最高裁判決を踏まえた保護費の追加支給に係る計算ツール向けデータ抽出処理対応業務委託コンソーシアム
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5, 158, 230円
- 7 契約内容
最高裁判決を踏まえた保護費の追加支給に係る計算ツール向けに、生活保護システムからのデータ抽出処理対応業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
生活保護システムは、システム構築業者が所有するパッケージソフトに、京都市向けのカスタマイズを加えたシステムであるため、パッケージソフト著作権保有者と契約する必要がある。
以上のことから、本業務は競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、生活保護システムを構築した日本電気株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
障害者福祉システムのデータ抽出・分析業務
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進
- 3 契約締結日
令和7年10月10日
- 4 履行期間
令和7年10月11日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
障害者福祉システムのデータ抽出・分析業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
コンソーシアム代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）130,928,820円
- 7 契約内容
標準準拠システムへのデータ移行に当たっての課題を早期に把握し、作業負担の平準化を図るため、現行システムから、標準準拠システムに移行するデータを迅速かつ確実に抽出するための仕組みを構築するとともに、実際にデータ抽出を行い、内容を分析して、移行対象のデータにおける不備・不整合を把握する作業を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
抽出・分析対象となる障害者福祉システムは、同システムの著作権を有している日本電気株式会社のみしか作業ができないことから、同社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市障害保健福祉事務センター等運営業務委託

2 担当所属名

保健福祉局障害保健福祉推進

3 契約締結日

令和7年11月28日

4 履行期間

令和7年12月1日から令和11年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691番地
株式会社パソナ パソナ・京都

6 契約金額（税込み）

（当初）616,067,112円

7 契約内容

新たに開設する障害保健福祉事務センターに各区役所・支所障害保健福祉課及び障害保健福祉推進室で実施している各種障害保健福祉業務の一部を集約するとともに、既存の障害者医療費支給制度における償還払事務との業務を統合し、類似事務を行う特定医療費認定事務センターと一体で運営を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、新たに開設する障害保健福祉事務センターに各区役所・支所障害保健福祉課及び障害保健福祉推進室で実施している各種障害保健福祉業務の一部を集約するとともに、既存の障害者医療費支給制度における償還払事務との業務を統合し、類似事務を行う特定医療費認定事務センターと一体で運営を委託するものである。プロポーザル等実施手続ガイドラインに示された「事務のアウトソーシング」に該当し、事業者の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行の内容や方法に顕著な差異が生じることから、事業者の選定は応対の品質や業務の運営能力など、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札には適さない。従って、事業者の選定は、要員体制や業務の運営方法等の提案内容を審査する公募型プロポーザル方式により実施し、随意契約により契約の相手方を選定したもの。

9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市保健医療システム搭載端末の賃貸借契約
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進
- 3 契約締結日
令和7年12月1日
- 4 履行期間
令和8年2月1日から令和13年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区仏光寺通烏丸東入上柳町331
FLCS株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,995,600円
- 7 契約内容
障害保健福祉推進室等で使用する保健医療システム搭載端末について、現端末等の使用期間が5年超（平成30年度配備）であるほか、令和7年10月をもってWindows10のサポートが終了したことなどから、新たなシステム端末の賃貸借契約を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
次頁のとおり
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約の理由

- 1 保健医療システムは、本市において重要かつ基幹的な業務システムに位置付けられるため、動作環境の確保や保証を含む万全の保守管理体制を備えた安定稼働を最優先事項とする必要がある。
- 2 富士通（株）においては、令和10年度の保健医療システムの運用終了に伴い、既存ユーザーに対する社内運用ルールとして、端末入替え等の際にはグループ会社による端末手配及びセットアップを実施しない場合は、ユーザー全体に影響を及ぼす重大なシステム上の欠陥を除き、保証及び保守管理対象外とされている。

また、端末の賃貸借についても富士通製の保健医療システムに対応するために同社製の端末が必要である（富士通（株）確認済）。

- 3 その他、当該端末は、保健医療システム搭載、稼働テスト等を経たうえでの納品となるほか、賃貸借に付随する保守管理には、令和10年度以降の新システム導入時の対応や、それまでの間の保健医療システムの運用や改修に応じた端末側の調整対応等を含む。

加えて、現時点で新システムの詳細が未定であるなか、導入時には互換性等を踏まえた端末側の調整が必要となることから、契約業者は当該端末の仕様等を熟知し、それを踏まえた知見や技術をもって不具合や新システム業者との調整等に対応できるほか、動作環境の確保や保証を含めたアフターフォローが万全な体制であることが不可欠となる。

以上から、本件は、令167条の2第1項第2号に該当する契約であり、これらを一体的かつ確実に履行できる端末の貸主が製品取扱元である富士電機ITソリューション（株）（※）以外にないため、随意契約を行うもの。

※ 契約先（賃貸人）は、富士通グループのリース会社であるFLCS株式会社（旧社名：富士通リース（株））となる。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
福祉医療システム 令和８年度税制改正対応（要件定義）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進
- 3 契約締結日
令和８年２月１日
- 4 履行期間
令和８年２月２日から令和８年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
福祉医療システム令和８年度税制改正対応（要件定義）業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町８ 京都三井ビルディング
コンソーシアム代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）８，２２８，０００円
- 7 契約内容
令和８年税制改正に伴い、本市福祉医療システムに特定親族特別控除の追加等を行う必要が生じたため、システム改修に向けた要件定義を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
改修対象となる福祉医療システムは市民税システム等の利用を前提として、ＡＣＯＳシステムを使用しており、同システムの著作権を有している日本電気株式会社のみしか改修できないことから、同社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者スポーツセンター1、2、3号機冷却塔整備
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和8年1月14日
- 4 履行期間
令和8年1月14日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市西区靱本町1-11-7
空研工業 株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,261,000円
- 7 契約内容
京都市障害者スポーツセンターの吸水式冷温水機（空調設備）の更新に合わせて、効率よく空調機器を作動させるため、冷却塔のオーバーホールを行う契約を締結する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務は、京都市障害者スポーツセンター1、2、3号機冷却塔整備に関して、ファンやモーター、プーリー等の駆動部品が長年にわたり特定メーカー（空研工業株式会社）により独自設計・加工されており、冷却能力や安全性の観点から同社および指導を受けた協力業者以外による調達・施工は極めて困難であり、他社による作業の場合、製品保証の対象外となることに加え、将来的な設備延命や保守対応において支障が生じるおそれがあることから競争入札に適さず、随意契約とするもの
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
敬老乗車証交付等業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年4月 1日
(変更①) 令和8年3月 1日
(変更②) 令和8年3月18日
- 4 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区芝浦3丁目4-1
パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 131,630,400円
(変更①) 142,402,700円
(変更②) 143,146,300円
- 7 契約内容
敬老乗車証の交付等に係る業務
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(変更①)
委託業務履行場所の閉館に伴う移転作業が必要となったため、当該作業経費について委託金額を増額する必要が生じた。
(変更②)
移転先での業務開始にあたり必要となる消防関連工事等の経費について、委託金額を増額する必要が生じた。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本業務委託は、敬老乗車証の交付等に関わる業務において、技術、経験に基づくノウハウ等により履行内容や履行方法に顕著な差が出ることから競争入札に適さず、主として価格以外の要素に基づき契約の相手方の選定を行うことが妥当と判断し、プロポーザルを実施し、当該相手方と随意契約を締結した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
敬老乗車証事務センター移転に伴う端末移設及び配線作業等委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年12月 1日
(変更後) 令和7年12月17日
- 4 履行期間
令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
敬老乗車証事務センター移転に伴う端末移設及び配線作業等委託に係るコンソーシアム
京都市中京区壬生坊城町24番地の1 古川勘ビル
代表者 NECフィールドディング株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 13,152,700円
(変更後) 7,828,700円
- 7 契約内容
敬老乗車証事務センター移転に伴う、交付管理システム端末移設及び配線作業等業務

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

(随意契約の理由)

本契約の対象機器は、日本電気株式会社が著作権を有する「敬老乗車証交付管理システム」の専用端末であり、同社製の大型汎用電子計算機「ACOS」システムの各機能を使用することを前提に開発、運用及び保守が行われている。そのため、事務センター移転に伴う交付管理システム端末移設及び配線作業等の業務については、他の企業に委託することができず、契約の相手方が特定される。

また当業務については、日本電気株式会社の子会社として、主にサポート業務(保守点検等)を担うNECフィールドディング株式会社を代表者とし、日本電気株式会社、及び関連会社でコンソーシアムを組み実施するため、同コンソーシアムを委託先として選定する。

【コンソーシアム構成員】

- ・日本電気株式会社
- ・NECソリューションイノベータ株式会社
- ・エヌデック株式会社

(変更の理由)

ネットワーク機器設定変更作業について、作業が不要になったことに伴い、委託内容に変更が生じた。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市仁和老人デイサービスセンター（空調設備更新工事）
- 2 担当所属名
保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和８年２月５日
- 4 履行期間
令和８年２月６日から令和８年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区勧修寺東堂田町267番地
太陽電機工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当 初）３，６３０，０００円
（変更後）３，７９５，０００円
- 7 契約内容
空調設備更新工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
随意理由： 老朽化により空調の配管から冷媒が全て漏れ出て、老人デイサービスセンターのサービス提供の中心となる食堂や脱衣室を対象範囲とする空調設備が故障した。入札を行う時間はなく、真冬における利用者（高齢者）及び職員の身体の状態を考慮し、配管の不良箇所を切除して空調能力が低い状況で復旧を行ったが、老朽化が進んだ機器であることから再度有害な冷媒が漏れ出る危険性があり、また、空調本来の能力が発揮できない状況で、低温環境下でのサービス提供は、利用者の身体的負担が大きく、体調悪化のリスクが高いため、緊急の応急処置として空調更新工事を行うこととした。
変更理由： 工事の実施に当たり、アスベスト調査の実施が必要となったため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号

10 契約の相手方の選定理由

令和8年1月19日及び同月22日に現場説明会を実施し、広く見積書の提出を依頼した結果、最も安価であった業者を契約相手方として選定した。

積 算 内 訳 書

	品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	機器設備	1	式		6,837,000	
2	機器設備工事	1	式		700,000	
3	配管設備工事	1	式		950,000	
4	アスベスト調査費	1	式		150,000	
	小 計				8,637,000	
	値 引				▲ 5,187,000	
	合 計				3,450,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市山科老人デイサービスセンター（空調設備更新工事）
- 2 担当所属名
保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和８年２月６日
- 4 履行期間
令和８年２月７日から令和８年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99番地
オリックス・ファシリティーズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
６，８２０，０００円
- 7 契約内容
空調設備更新工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
随契理由： 老朽化により空調の配管から冷媒が全て漏れ出て、老人デイサービスセンターのサービス提供の中心となる食堂や脱衣室を対象範囲とする空調設備が故障した。入札を行う時間はなく、真冬における利用者（高齢者）及び職員の身体の状態を考慮し、配管の不良箇所を切除して空調能力が低い状況で復旧を行ったが、老朽化が進んだ機器であることから再度有害な冷媒が漏れ出る危険性があり、また、空調本来の能力が発揮できない状況で、低温環境下でのサービス提供は、利用者の身体的負担が大きく、体調悪化のリスクが高いため、緊急の応急処置として空調更新工事を行うこととした。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和７年１２月２２日及び同月２３日に現場説明会を実施し、広く見積書の提出を依頼した結果、最も安価であった業者を契約相手方として選定した。

[illegible]

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市春日丘老人デイサービスセンター（小荷物専用昇降機改修工事）
- 2 担当所属名
保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和7年10月28日
- 4 履行期間
令和7年10月29日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,874,500円
- 7 契約内容
小荷物専用昇降機改修工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
随契理由：全体を取り換える工事ではなく、機器の主要部分を改修した。製造事業所（三菱電機）でなければ修繕が不可能である旨を本市公共建築部に確認しており、製造事業者の設備修繕事業者である三菱電機ビルソリューションズ株式会社でなければ修繕ができないため。
- 9 根拠法令
☐ 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
☒ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

積 算 内 訳 書

1.	本体工事費	1 台		4,099,000
2.	据付費	1 台		974,000
3.	付帯工事	1 式		150,000
4.	諸経費（産業廃棄物処理委託費含む）	1 式		227,000
			合計	5,450,000
			出精額引	▲164,000
			総額	¥5,286,000

1.	本体工事費	1 台		4,251,000
2.	据付費	1 台		948,000
3.	付帯工事	1 式		150,000
4.	諸経費（産業廃棄物処理委託費含む）	1 式		331,000
			合計	5,680,000
			出精額引	▲171,000
			総額	¥5,509,000

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市修徳特別養護老人ホーム（照明制御装置改修工事）
- 2 担当所属名
保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和８年２月１９日
- 4 履行期間
令和８年２月２０日から令和８年８月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区城見２－１－６１
パナソニックＥＷエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
１１，６６０，０００円
- 7 契約内容
照明制御装置改修工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
随契理由：工事費等を最小限に抑えるために、設備全体ではなく照明制御盤本体のみの更新であり、本システムを製造しているパナソニックＥＷエンジニアリング株式会社でなければ修繕ができないため。
- 9 根拠法令
☐ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号
☒ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

積 算 内 訳 書

No	品名・仕様	数量	単位	単価	金額	備考
1	【照明制御設備】	1	式		10,600,000	
合 計					¥10,600,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護保険システム標準化に係る支援業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和7年10月31日
- 4 履行期間
令和7年10月31日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区今橋四丁目1番1号 淀屋橋三井ビルディング
有限責任監査法人トーマツ
- 6 契約金額（税込み）
35,860,000円
- 7 契約内容
介護保険業務の標準準拠システムに合わせた見直し検討及び調達仕様書の作成等、介護保険システム標準化に係る支援を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市では、介護保険の基幹業務を大型汎用コンピュータにより行っているが、長年の利用により、システム構成が陳腐化し、近年のデジタル化や制度変更への対応が困難になっている。このような中、本市の介護保険システムを国が求める標準仕様に準拠した標準準拠システムへ円滑に移行するためには、介護保険システムの標準化に関わる知見、標準準拠システム導入に係る支援ノウハウを有する事業者の支援が必要となっている。
委託先事業者の選定に当たっては、その実施方法や知見が重要であることから、単に価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由

「介護保険システム標準化に係る支援業務」に係る受託候補者選定要領による公募型プロポーザルを実施し、総合評価点の最高得点者を受託候補者として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護保険システム改修（令和７年度税制改正対応）に係る要件定義作業
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和８年１月２９日
- 4 履行期間
令和８年１月２９日から令和８年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
介護保険システム改修（令和７年度税制改正対応）コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町８ 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
１３，０６８，０００円
- 7 契約内容
介護保険事務処理システムについて、令和７年度税制改正の影響による介護保険の制度改正等に伴い、システム改修が必要なため、その要件定義作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
介護保険事務処理システムは日本電気株式会社の汎用コンピュータＡＣＯＳシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。
また、日本電気株式会社は、同社のシステム開発部門であるＮＥＣソリューションイノベータ株式会社をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、委託業務を履行することとしていることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。
 - ・日本電気株式会社
作業全体責任
 - ・ＮＥＣソリューションイノベータ株式会社
改修業務
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治

法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度予防接種審査支払事務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年 4月1日
(変更後) 令和7年10月1日
- 4 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額(税込み)
(当初)(予定総額) 31,087,845円
(変更後)(予定総額) 33,885,595円
- 7 契約内容
予防接種に係る委託料及び助成金の審査支払事務委託
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
国の方針決定の遅れにより、高齢者新型コロナワクチン定期接種の接種委託料や審査支払事務等を年度当初の契約に盛り込むことができなかったが、制度の内容が決定したことを受け、当該定期接種に係る審査支払事務を追加して委託したもの。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府国民健康保険団体連合会は国民健康保険法等に基づき、設立された団体で、保険医療機関等から提出される診療報酬等明細書(レセプト)の適正な審査、請求及び支払に関する業務を行っている。
医療機関は診療報酬支払事務を京都府国民健康保険団体連合会に依頼して行っていることか

ら、予防接種委託料の適正な審査、請求及び支払に関する業務も、診療報酬支払事務と同じスキームで行うことが合理的である。本業務は、これらのスキームを準用して行うものとなるが、これを達成できるのは、京都府国民健康保険団体連合会のみであるため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る実施委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和7年10月15日
- 4 履行期間
令和7年10月15日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙のとおり
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）418,490,654円
- 7 契約内容
高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種の実施委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
予防接種は医療行為であるため医師のみが行えるところ、実施に当たっては対象者に平等に接種できる機会、条件が与えられなければならないことから、多くの協力医療機関を確保する必要があるとともに、国が定める実施要領等に基づき、対象者が同一条件で予防接種を受けることができるよう、接種費用は統一した価格を設定する必要がある。
よって、本契約は、その性質が競争入札に適さない契約であるため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
（一般社団法人京都府医師会）
市内医療機関のほとんどが会員として加入している団体であり、現在も約1,500の本市予防接種協力医療機関が所属しており、市内において同会と同規模の団体は無く、市民の接種機会の確保に有効であるため。

（一般社団法人京都府医師会未加入の医療機関）
市民の接種機会の拡大を図るため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度中央斎場残骨灰減容化等業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年4月 1日
(変更後) 令和7年12月8日
- 4 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区同心1丁目10番12号
株式会社三輝
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 17,930,000円
(変更後) 21,994,544円
- 7 契約内容
残骨灰(火葬後に行われる遺族等の収骨作業によって収骨されず、中央斎場に残されたお骨、灰、金属類のこと)をお骨とそれ以外のものに分別し、お骨の減容化(かさを減らすこと)等を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(変更理由)
貴金属の精錬業務が完了したことで貴金属の抽出量及び精錬費用額が判明したため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立病院の今後の在り方検討等に係る業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和7年10月20日
- 4 履行期間
令和7年10月20日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都品川区東品川2-2-4 天王洲ファーストタワー23階
株式会社CDIメディカル
- 6 契約金額（税込み）
39,600,000円
- 7 契約内容
京都市立病院機構における極めて厳しい経営状況及び市立病院を取り巻く環境を踏まえ、必要な公的機能は堅持しつつ、市立病院の事業規模の適正化や他の医療機関との連携等も含めて、あらゆる可能性を視野に検討し、改革案の骨子を策定する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市立病院の今後の在り方検討等に係る業務を民間事業者に委託するにあたり、類似業務への従事経験を持った事業者を選び、経験に基づくノウハウを生かした提案を期待することから、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難である。そのため、業務委託先の選定に当たっては、競争入札による価格のみで業者を決定することが適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者の募集及び選定を行うこととした。
なお、契約の相手方の選定には、医療の専門知識及び市立病院の現状を把握している京都市立病院副院長も参画し、提案内容が医療的、実務的に妥当であるか適切に審査を行った。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。